

発議案第39号

労働者派遣法の改悪をやめるよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年11月18日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子	㊟
賛成者	八千代市議会議員	皆川知子	㊟
	同	小林恵美子	㊟

提案理由

国に対して、労働法制の改悪をやめるよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

労働者派遣法の改悪をやめるよう求める意見書

国民の批判を浴びて通常国会で廃案となった労働者派遣法の改悪を安倍政権は、今通常国会に再提出してきた。

「企業が世界で一番活躍しやすい国」を目指す安倍内閣の意向を具体化するために、派遣など非正規雇用を拡大し、正規雇用との入れかえを大規模に進め、非正規・不安定雇用が当たり前の社会に変えるものであり、認めることはできない。

そもそも派遣業は、労働基準法と職業安定法で禁止している「人貸し業」を、「臨時的・一時的な働き方」に限定し、派遣先の正規雇用の代替えにしないことを原則として、例外的に合法化したものである。派遣期限も「原則1年、最長3年」とし、期間を超える場合は、直接雇用の義務が生ずるなどの制約があり、企業は安易に正社員を減らし、派遣社員に置きかえてはならないのである。

しかし、明らかにされている見直しの方向は、派遣業務の内容も派遣期間も事実上規制を取り除くものであり、「人貸し業」を公認しようとするものである。これは、企業が直接雇用の責任を果たさず、社会保障費の負担を免れ、景気動向で自由に雇いどめできるなど、企業の利益を優先した露骨な見直し案である。政府や経団連などは「企業収益の拡大を賃金上昇につなげる」などと言いながら、一方で正社員を低賃金の非正規・不安定雇用に落とし込もうとするのは、重大な問題である。

「デフレ解消」、「景気回復」には、勤労者の所得を引き上げることが必要不可欠である。そのためには、日本を非正規・不安定雇用中心の社会にするものではなく、雇用は正社員が当たり前の社会を築くべきである。

よって、本市議会は国に対して、労働法制の改悪をやめるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年11月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様